平成２１年（フ）第６１１２号
大阪市北区池田町９番９号　パルティールはるか402号室
債務者　有元　美佳
1　決定年月日時　平成21年８月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月16日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第６１２７号
大阪市東住吉区鷹合３丁目10番２―201号
債務者　髙島　篤子
1　決定年月日時　平成21年８月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月16日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第６２５５号
大阪市東淀川区豊新１丁目14番16号元瀬アパート２号
債務者　藤本　道子
1　決定年月日時　平成21年８月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月16日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第６２９２号
大阪市生野区鶴橋２丁目７番６号、外国人登録原票上の住所大阪市此花区西島２丁目４番16―610号
債務者　山口マリアノこと　マリアノ　ヘルナンデス　フェルナンデス　ジュニア
1　決定年月日時　平成21年８月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月16日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第６３０５号
大阪市鶴見区横堤４丁目27番７号201
債務者　武内さおり
1　決定年月日時　平成21年８月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月16日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第６３２２号
大阪市東淀川区井高野１丁目４番３―304号
債務者　守山佐智子
1　決定年月日時　平成21年８月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月16日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第６４７３号
大阪府豊中市東豊中町６丁目24番１―403号
債務者　岡島　竹未
1　決定年月日時　平成21年８月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月16日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第６５０４号
大阪府東大阪市南四条町８番16番
債務者　桐島　正耶
1　決定年月日時　平成21年８月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月16日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第６５０５号
大阪府枚方市南中振２丁目17番34―14号
債務者　諏訪　　宏
1　決定年月日時　平成21年８月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月16日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第６５０６号
大阪府八尾市南本町２丁目６番28号
債務者　若林八重子
1　決定年月日時　平成21年８月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月16日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第６５０９号
大阪市東淀川区豊新４丁目26番19―206号
債務者　大政　揚亮
1　決定年月日時　平成21年８月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月16日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第６５１０号
大阪市住之江区南港中５丁目３番42―1301号
債務者　荒川　　愛
1　決定年月日時　平成21年８月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月16日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第６５１１号
大阪市北区西天満４丁目11番２―606号
債務者　横川こと　ヨコガワ　コンセプション　ベニトー
1　決定年月日時　平成21年８月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月16日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第６５１３号
大阪市北区中崎２丁目３番２号　ラ・メゾヌーヴ701号室
債務者　高井　良晃
1　決定年月日時　平成21年８月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月16日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第６５１６号
大阪市西成区花園北２丁目６番20号　ＢＳ第七ハイツ503号室
債務者　乙守　末男
1　決定年月日時　平成21年８月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月16日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第９８号
兵庫県加東市高岡711番地１　高岡団地Ｃ―201号
債務者　角山　和代
1　決定年月日時　平成21年８月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月16日まで
神戸地方裁判所社支部

平成２１年（フ）第９９号
兵庫県加東市高岡711番地１　高岡団地Ｃ―201号
債務者　角山　秀登
1　決定年月日時　平成21年８月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月16日まで
神戸地方裁判所社支部